

沖縄市住宅リフォーム補助・ブロック塀等の撤去費補助受付中

1. 住宅リフォーム補助 (補助率 25%、上限額 25 万円)

対象工事

- ①バリアフリー改修工事(段差解消/手摺設置)
 - ②省エネ改修工事(窓、床、壁、屋根の断熱工事等)
 - ③空き家の改修工事(台所/浴室/便所の改修等)
 - ④耐久性などを向上させる改修工事(屋上防水/剥離補修等)
 - ⑤子育て支援改修工事(子供の事故防止等)
 - ⑥テレワークの推進改修工事(テレワークスペースを設置する工事)
- ※上記以外の工事については、受付を終了しております。

2. ブロック塀等の撤去費補助

補助額

- A【基礎撤去無】ブロック塀等の延べ長さ×12,000円
 - 【基礎撤去有】ブロック塀等の延べ長さ×19,000円
 - B 施工業者からの見積×3分の2
- ※A・B いずれか低い金額が補助されます。(上限20万円)

主な条件

- ①1.2mを超えるブロック塀等であること
- ②ブロック塀等が道路に面していること
- ③通学路区域内にあるブロック塀等であること



住宅リフォーム補助とブロック塀等の撤去費補助について留意点

1. 申請前に着手していないこと
 2. 令和5年度沖縄市住宅リフォーム支援事業を受けていないこと
 3. 令和7年2月末までに工事完了が可能であること
 4. 20万円以上の工事であること(ブロック塀等の撤去費補助を除く)
 5. 沖縄市に本社がある法人または沖縄市に事務所を有し、本市に住民登録している個人が行う工事であること
- ※予算が無くなり次第、受付終了となります。



▲詳しくはこちら

問 住まい建築課 住まい係 ☎098-894-6139

令和5年度 決算に基づく沖縄市財政の健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

令和5年度決算に基づく沖縄市の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、すべての指標において「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回っております。

○健全化判断比率

	沖縄市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— *1	11.68%	20%
連結実質赤字比率	—	16.68%	30%
実質公債費比率	5.6%	25%	35%
将来負担比率	30.8%	350%	

*1 実質赤字比率、連結実質赤字比率が、「—」と表記されているのは、赤字額がないことを表しています。

○資金不足比率

会計名	沖縄市の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— *2	20%
下水道事業会計	—	20%

*2 各会計の資金不足比率が、「—」と表記されているのは、資金不足がないことを表しています。

○各比率について

- 実質赤字比率 …… 一般会計等でどの程度の赤字があるのかを表した比率です。
 - 連結実質赤字比率 …… 市全体でどの程度の赤字があるのかを表した比率です。
 - 実質公債費比率 …… 借金の返済がどの程度あるのかを表した比率です。
 - 将来負担比率 …… 将来どの程度の負担があるのかを表した比率です。
 - 資金不足比率 …… 各公営企業会計でどの程度の資金不足があるのかを表した比率です。
- ※市公式ホームページにて、より詳しい資料を公開しています。



▲詳しくはこちら

問 財政課(内線2337)